

令和8年度4月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年4月27日（月）午前9時30分～午前10時15分

開催場所 所沢市役所301会議室

議 案 議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

出席委員 2番 二上 茂雄 3番 池之谷昭治 4番 岩崎 良一
5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治 7番 田中 宏
10番 栗原 明夫 12番 平岡 豊子 13番 鹿島正之助
14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀 16番 水村 英紀

欠席委員 1番 斎藤 昇 8番 吉田 英和 9番 北田 良孝
17番 新井 祥穂

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより4月の農業委員会総会を開きます。
それでは、議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号3番 池之谷昭治委員、4番 岩崎良一委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1、所在地は大字荒幡字岱谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は195平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、10ヘクタール未満に農地が広がる第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を母から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2、所在地は東狭山ヶ丘5丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は480平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、10ヘクタール未満に農地が広がる第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

以上2件です。

事務局からの説明は以上です。

議長：申請番号1について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、許可相当といたします。

議長：申請番号2について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号2について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2については、許可相当といたします。

2 議案第2号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第2号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大宇中富字秋瀨の1筆です。現況地目は畑で、面積は3,305平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間です。

申請番号2、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大宇神米金字稻荷前の1筆です。現況地目は畑で、面積は2,507平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間です。

申請番号3、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大宇神米金字中台他6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6,097平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間です。

申請番号4、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林2丁目の1筆です。現況地目は畑で、面積は2,857平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間です。

申請番号5、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は糶谷の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4,577平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年7月1日から令和14年6月30日までの6年間です。

申請番号6、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林2丁目及び北中4丁目他3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6,213平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年間です。

以上6件です。

事務局からの説明は以上です。

議長：申請番号1について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、承認することに賛成の

委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、承認といたします。

議長： 申請番号2及び3については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、申請番号2及び3について審議願います。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2及び3について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2及び3について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2及び3については、承認といたします。

議長： 申請番号4について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号4について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4については、承認といたします。

議長： 申請番号5及び6については、関連しますので、一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、申請番号5及び6について審議願います。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号5及び6について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5及び6について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5及び6については、承認いたします。

議案第5号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

3 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、17件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、30件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による届出の取り下げについて」は、1件の取り下げがありました。

「報告事項6 農地法施行規則該当転用届について」は、2件の届出がありました。

「報告事項7 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は、1件の届出がありました。

以上です。

4 その他

議長： その他の事項について何かありますか。

ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

以上ですべての議事を終了します。

会長職務代理者により閉会した。(午前10時15分)